

遺  
稿

教觀樹扇錄  
(譯讀)

桃  
井  
觀  
城

# 教觀樹扇錄（譯讀）

讚 大虚を仰いで小樹を動さんと欲し。  
重山に向つて輕扇を擧げんと欲す。

釋 日 興

今惟に春夏は東南より來つて風は發心修行の教を説き、秋冬は西北に逝きて月は菩提涅槃の證を顯す。四序の代謝萬物の回轉は併て己利益他の糝を示す。況や五陰和合の有情六根相依の異生に於てをや。何に況や黒衣の沙門白法の比丘、寧ぞ解悟の小智弘經の微志莫けん。然りと雖も自行増長の葉は殆ど碧蘿よりも短く、化物遠行の翼は宛も蒼蠅よりも小なし。何に由てか入空出假の大虚に極むることを得ん。若かず、佛祖千尋の松頭に懸り、神力萬里の驥尾に附せんには。粗一實の妙菓を拾つて三身滿徳の種子を植え、三千惠日を磨いて五住二死の堅氷を碎き、五玄の良藥を擣いて三十七尊の遠壽を長せんと勵む。伏て願くば佛海納受の流を開いて淺智の一滴を牽き、法山に哀憐の嵐を下して短才の細塵を上せんことを。唯だ無文の小弟に播して深く外の嘲哂を憚るのみ。

大論（廿二ノ廿八）是法は是れ十方三世諸佛の師なりと雖も、佛は能く是法を演出し、其功大なるが故なり。譬へば雪山の中に寶山有り、寶山の頂に如意寶珠有り、種子の寶物多し。人有り、上らんと欲し、或は半道より還る者有り、近づきて而も還る者有り、一の大徳の國王有りて衆生を憐愍して爲に大梯を作らんに、人民は大小乃至七歳の小兒まで皆山に登るを得、意に隨つて如意寶珠等の寶物を取るが如し。

## 教道指南錄

抑も教相とは上聖下に被らしむの言なり。聖人教を布くに略して三種有り。所謂權迹本是れなり。初に説教に就いて五味八教の淺深、漸頓偏圓の旣妙有りと雖も、爾前の教味を合して以て權教と稱す。故に釋(玄一)に曰く初に八教を明して以て昔を辯ず<sup>文</sup>。又(玄五)成道已來四十餘年未顯眞實と云ふ<sup>文</sup>。經文は之を略す。次に受益に於て亦た三乘得悟の不同、七九伏斷の差別有りと雖も、四味の得利を束して熟益と目く、故に釋(記一)に云く中間更に相逢ふ調伏長養に値ひ而して之を成熟するなりと<sup>文</sup>。經文は之を略す。亦た權教と熟益とを擧げて花に譬ふ。故に釋(玄一)に云く蓮の爲の故の花、實の爲に權を施すに譬ふ。文に云く雖示種々之道<sup>文</sup>。又云く種々道と言ふは兩教因人五時八教の故に種々と言ふ<sup>文</sup>。經に(無量義經)曰種々說法未顯眞實<sup>文</sup>。第二に迹門とは亦た番々出世の不同、開顯長短の差異有りと雖も、迹佛所説の一乘を合して以て迹門と爲す。所以に本法の枝葉なるが故に喚で迹と爲す。故に釋(玄一)に云く本より迹を垂る、迹は本に依る<sup>文</sup>。亦た住行向地の高下、分證究竟の淺深有りと雖も、開權顯實の入理を合して以て脱益と爲す。故に釋(疏二)に云く雨花(四位)動地(六番)皆な如來滅度を以て之を度脱す<sup>文</sup>。亦た迹門と脱益とを以て擧げて梢菓に類す。故に釋(玄)に云く蓮成を顯實に譬ふ<sup>文</sup>。又云く蓮成を顯本に譬ふ<sup>文</sup>。終に廢權と熟とを以て宗と爲す。故に釋に云く華落を廢權に譬へ蓮成を立實に喩ふ。又云く蓮成を立本に譬ふ<sup>文</sup>。この中に壽量前後の一品二半は垂教受益俱に之れ本門なりと雖も過去本法の種子に望て攝して迹門と爲す。故に釋に云く道を増し生を損す皆是れ迹中の益なり<sup>文</sup>。聊か兩處得悟の異を辯ぜば、唯だ迹の三周の教益は未熟の菓の如く、壽量の増損は純熟の菓の如し、故に釋に云く己心の三千は迹門も之を顯さず、時機未熟の故に<sup>釋</sup>。次に本法とは、能顯は八品顯本の砌に有り、所顯は過去本因の處に在り。所謂上行所付の要玄是れなり。釋(玄一)に

云く此の妙法蓮華經（所顯之處なり）は本地甚深の奧藏なり文。又云く（竹）本證に由るが故に能く之を説く（能顯之處なり）迹中説くと雖も功を推すに在ること有り故に本地と云ふ文。權迹の能生なり。故に稱して本法と曰ふ。一切衆生稟法の始めなり。之を喚で下種と言ふ。擧げて泥中の蓮子に譬ふ。第二番已下中間今日の教味をもつて旁して蓮子所生の華葉に類す。故に（記一）本時の自行のみ唯だ圓と合す化他は不定にして亦た八教有りと釋し、又蓮を本に譬へ花を迹に譬ふと判じ、或は衆生久遠に佛の善巧を蒙る種をして佛道の因縁と定む（記上本註）。右三重の虛實を辯ずるは従本垂迹従一出多の四味八教及び三五七九の得悟、悉く久遠一妙の果海に歸し、本因下種の成都に昇れば權迹の人果頭無人と成り、五味八教は有名無實と成る。故に（弘三）云く所以に久遠には必ず大者無し即ち小乘をして衆法を成ぜざらしむ、元本を以ての故に諸行成ぜず樹の根無きが如く花菓成ぜざるなり文。又今日の聲聞禁戒を具する者を云へり云々。而るに信力堅固の人は久遠下種の砌に於て熱脱を究む。此の時は六即の階級を以て三益を定む。所以は權迹に下らざる本法の直機なる故に。夫れ名字本覺の位は下種なり、觀行相似は熟、分眞究竟は脱なり。斯の如く脱の朝下種に歸すれば名字下種の蓮子究竟して純熟の蓮子と全く一如なるを本末究竟等と云ふなり。是れ我等が衆生の欣求すべき處なり。故に發願の文に理即名字觀行相似分眞究竟一生辯ずべしと釋すと云々。今述ぶる所は退本取迹の機に就いて權迹の化導有り、種熟脱之に例して之を知るべし。又四節の増進味々會々の三益有りとし雖も、下種とは久遠なり。台家所談の久遠と當家との不同口傳之在り、宗教宗旨の不同之を思ふべし。

仰に云く教に就いて六種八種の四教を立つ、味に於て横堅十番の異を論じ、得益に付て不定毒發被接開會の差別を定む。皆な是れ初重の教融之れ上に論ぜざる事なり。當家の心は第三師弟の遠近を以て立ち還り化導の無始を取る。下種の上に於て一切之を談ずるは本門の教相なり。五味主なり。從因至果は始覺の教相、從果向因は本覺の教相なりと云ふ文義の口傳之在り云々。

示して云く、在世脱益も尚ほ下種に歸せば權迹當分の益無し、況や末代下種の時焉ぞ未熟の迹門と譬花の權教とに巨益有らんや。況や諸宗の佛種を斷じ權に執するものをや。故に釋（觀心抄）に云く爾前迹門の圓尚ほ佛因と成らず況や諸宗をやと、經に云く若人不信（乃至）即斷一切世間佛種云々。

## 觀門樞鍵錄

夫れ心地得法の觀門を明さば唯識唯心三諦三千總明歷餘の不同なりと雖も、先づ須く心地の正體を知るべし。今略して三重の起盡を出さん。一には衆生の心地、二には佛果の心性、三には不二の本源なり。初に衆生の心地に就いて六凡九界の輕重五住二死の不同有りと雖も、貪瞋癡の三毒を以て衆生の心地の自體と爲す。故に釋（止五）に云く心三毒を起す即ち衆生と名く文。而るに世人多くは顛倒妄見の迷情を以て漫りに佛心と稱す、寔に邪見の致す所なり。故に釋（止一）して若無知起增上慢と云ふ。是の如き邪人那ぞ罪苦を免れんや。故に經（方便品）に云く增上慢比丘將墜於大坑文。三途の大火坑怖れざるべからず。

次に佛果の心性とは亦た權實四佛の淺深三身本迹の高下有りと雖も、同く理智慈悲の三軌を以て佛果の心地自體と爲す。故に釋（玄五）に云く三法秘藏を名て圓果と爲す文。第三に不二未分の本源とは三諦法性眞如實際是れなり。故に（義例）眞如海中生佛假名をして絶せしむと云ふ。今誠に三重心地の所在を明すべし。先づ爾前權門には唯だ衆生の迷心のみを説きて佛果の覺心を談ぜず、故に經に云く未顯眞實文。釋（竹二）に云く九界を權と爲す權とは九界なり衆生の迷心なり釋上。次に今經に至つて正しく佛果の悟心を説く故に一切衆生始めて佛心を得。文に云く要當說眞實文。釋（竹二）に云く佛界を實と爲す實とは佛心なり。之の事は經釋の定判、鏡前の萬像なり。又（玄）云く妙とは心佛衆生の三法妙なり文。既に心法妙と云ふ、妙覺の悟心に非ずや釋上。次に本源を明さば開權顯實の曉

き迷悟一如の月晴れて生佛の心地は融妙なり。之を稱して心法妙と爲す。之を釋して迷悟の根源果徳の理本と云へり。然りと雖も未だ發迹顯本せざれば佛心尚ほ果頭の別を帶ぶ。故に覺悟の心法猶ほ歷別なり。迷悟の心體何ぞ相即することを得ん。故に（開目抄）眞の一念三千も顯れずと判じ。（當體義抄）迹門の佛は尚ほ未斷惑と云はると定め給ふ。又口密は始成正覺の旨を説き、意密は久遠實成の事を了す。既に言と心と乖角す、何ぞ佛心を稱せんや。故に（觀心本尊抄）覆藏邪見と嫌ひ給ふ。次に顯本遠壽の朝に至つて十界久遠の惠日高く心地の本源に係つて忽ち顯る。所謂九界の迷心地涌千界の本心に入り、佛果の悟心正在報身の覺心に歸すれば、本因本果一如の法性なり。之を呼んで眞の一念三千三諦の法性と曰ふ眞精。爰に極妙圓頓の直機權迹迷悟の心境を歷ず、頓に迷覺未分の元起を觀るとき、境を本極の果海に立て智を法性の淵底に懸く。謂く覺の根源は朗然なり、大果無作の報佛是れなり。迷心の元起とは法性の反て無明の細念と作る是れなり。不二の眞體とは本佛の所詮一妙の正軌是れなり。斯く不二の湖海の上に退本取迹の寒風潜かに眞如三軌の清水を扇ぎ結では癡惑三毒の堅氷と成る。七識六識の霜雪を重ねて五道六凡の寒苦に迫らる。故に釋に云く無明癡惑本と是れ法性癡迷を以ての故に法性反て無明と作る諸の顛倒善不善等を起す寒來れば水を結て反て堅氷と作るが如し文。今直達の圓觀とは相即融通の覺體なり。所以は氷は本來水の性を具す故に九界に無始の佛界を具すと觀ず、水に無始より氷の徳を備ふ故に佛果に無始の九界を備ふと觀ず。本因本果一妙なり久遠なり。幸なる哉我等凡夫、終窮究竟の極談を裏けて六識龜強の三毒を押へ（六識所觀八識九識所觀口傳あり）九識妙果の三軌なりと觀ず文。此時生死の長夜朗に明けて三千遍照の春の惠日心地の大虛に耀く時、無始輪廻の生死煩惱の堅氷忽ち碎けて本來具足の菩提涅槃の知水即ち暖なり。故に經（普賢經）に云く衆罪如霜露惠日能消文。又（無量義經）云く生死煩惱一時斷壞文。又（今經）云く此經能解一切生死之縛文。已上

仰に云く爾前には記小は之を顯さず十界互具之無し、故に三諦三千の心法は各別なり。故に隔歷の三諦佛法なり

文。迹門には理具の三千三觀之を談ず、然りと雖も本因本果互具せず、故に三千三觀之無し何ぞ心法妙なりと云はんや。今本因妙上行九界久遠なる故に衆生妙なり。本果妙の釋尊は佛界久遠なる故に佛法妙なり。因果國の三妙合論すれば一念三千なり。故に心法妙なり。妙とは久遠と云ふ事なり。師弟の遠妙之を思ふべし。故に一心三諦は迹門なり一心三觀は本門なり、同體境智の一心三觀なり。本迹と云ふ口傳は迹中の本迹なり。委くは立正觀抄の口傳の如し。

示して云く心地とは一念三千なり、爾前には一念三千之無し、故に心地の體全く闕ぐ。迹門は本無今有の百界千如と釋す。故に實體有るべからず。故に釋(十玄抄)して一念三千は迹門之を説かず況や爾前をや、何に況や禪宗をや。故に釋(弘一)して全所觀の境無く所期の果無し。經に云く非佛弟子(乃至)皆是増上慢。

## 要藏開示錄

原開發自證の要體とは上來所談の教行畢竟の自體なり。全く教行を離れて自證の法あるべからず。若し教の外に證を論せば言と心と各別にして、尚ほ世間賢聖の法に非ず。安ぞ佛法と稱せんや。然に權門邪觀の族、咄りて教を編して理を尚む、誰か許して佛法者と道はんや。今能詮の教行に順じて粗ぼ三重の在無を明すべし。先づ權觀編禪を言はば爾前方便の席に於ては都て教理體一の旨を談ぜず。故に金剛經に云く以音聲求我人行邪道不能見如來文。楞伽經に云く我從得道夜至涅槃夜不說一字文。大明錄に云く實相は無相なり涅槃妙心は教外別傳不立文字なり文。此等の文義を伺ふに教を離れて理有りと云ふ。誠に心と言と乖角す。是れ則ち塵即法界の義を窮めず、權教なる故なり。故に釋に云く權教に於ては苦窮を須ひず文。又權門には佛意を顯さざる故なり。故に釋に云く佛法に非らざる故なり、眞實に非らざる故なり文。聞位に行證を収めずんば如説の行とは雖も何ぞ實理を證せん。されば其の教を裏く

る者は數ば龍鱗よりも多く其の悟を得るの徒は宛も鱗角よりも稀なり。故に經（無量義經）に云く宣說菩薩歷劫修行終不得成阿耨多羅三藐三菩提文。今經に云く不聞法華經去佛智甚遠文已詳釋。

第二に實法を示せば今經に至つて權門を破す。（無量義經）云く不是直道文。又（同經）云く以方便力未顯眞實文。

又（方便品）云く正直捨方便文已上所述。故に釋（竹九）に云く法華折伏破權門理文。經（方便品）に云く不聞不知諸佛

如來但教化菩薩事此非佛弟子當知此輩皆是增上慢人所以者何若有比丘實得阿羅漢若不信此法無有是處文。又（普賢經）

云く若欲疾成阿耨多羅三藐三菩提應當讀誦大乘經典當作是觀是名正觀若佗觀者是名邪觀文。又（涅槃經）云く若有不

隨佛所說者是魔眷屬文已上所述。故に釋に云く無文の文證は悉く是れ邪なり同く彼の外道の謂なり文。そぞろに金剛普賢

兩經の文の相違を安ずるに昔は音聲を求めるを以て邪道と嫌ひ今は言教を捨て以て邪觀を破す。一佛の所說水火な

り。權實の相違目を閉ぢて知るべし。所詮隨他意語なるものは佛意を隱す語なるが故に之を求むるの人徒に佛智を

得ず故に邪道と破す。隨自意語なるものは佛智を含む語なるが故に之の觀を捨つれば忽ち佛種を斷破す故に邪觀と

責む。心を留めて知るべし。夫れ實教とは教證總じて體一なり。故に諸法實相と云へり文。十界の依正を直指して實

相の理體と云ふ。水鳥樹林の響、風波動靜の音併て法性の至理なり。那ぞ覺悟の音聲を離れて別に正覺の理智有ら

んや。故に釋（竹十）に云く請を受けて説く時只だ是れ教意、教意は即ち是れ佛智、佛智は至深なり、是の故に三

止四請と文。又經に云く須叟聞之即得究竟文。聞とは教なり究竟とは證なり即とは不二なり。又云く觀一切法空如實

相文。三千の依正、一切の諸法は實相の妙心なりと之を觀ず。那ぞ別に心地の得法有らんや。故に釋（止五）に云く

只だ心は是れ一切法、一切法は是れ心なり文已上詳釋。第三に本證を明せば初には本迹の起盡を示し、次に本證の直體

を出す。凡そ本迹の理の淺深は一夜の大業なり。的時の所記は争か輒く之を顯さん。且く一端を論ずれば先づ迹門

に於て諸法實相の旨を明し教行一如の談を赦すとは、其儀略して上の所述の如し。然りと雖も不變眞如の理内に寄

せて隨緣眞如の一分を談ずるが故に、經に是法住法位世間相常住と云へり<sup>文</sup>。眞如の法位を離れて更に萬法の常を赦さず。頗る廢詮談の旨に似たり。是れ則ち佛身に於て法身常と報應の無常とを明すが故なり。法體亦た理體は常なり。事用は無常なり。那ぞ事の教と理の詮と全く不二ならんや。故に（觀心抄）釋して迹門は始成正覺の佛、本無今今の百界千如を説く、本門は教主既に始成正覺に非らず、所説の法亦た天地の如しと云へり<sup>文</sup>。抑も所證の體とは何物ぞや諸法實相是れなり。迹門には本國土妙を顯さざるが故に依報の諸法に疵有り。本因果妙を覆藏するが故に正報の諸法に過ちあり。而るに（竹二）二門の體兩處殊ならずと云ひ、（竹七）本迹の體其の理殊ならずと釋するは是れ約教不了の判教なり。又（記一）迹に約して開權顯實、本に約して開權顯實と釋し、況や開顯實、況や久遠實と判ずるは是れ亦た實相に於て二處の淺深を立つるに非らずや。其の上宗の意は體妙を以て所詮と爲す。一往の所談なり。實義の證體は妙名に在り。然るを迹門には妙名を以て假名に屬す。安ぞ實證有らんや。故に釋して（立正觀抄）云く此の妙法は諸佛の師なり。經文の如くば本門壽量の境界にして迹門の境界に非らず<sup>文</sup>。境界は所證の不同に非らずや。又（當體義抄）云く四味三教の菩薩、迹門の菩薩、並に教主（乃至法華迹門の教主總じて本門壽量の教主を除く外は）本門當體蓮華の名をも聞かず、何に況や證得せむをや<sup>文</sup>。即ち證得無しと之を證する上の破文此を知るべし。是れ聲色の近名を假りて無相極理に至る。釋は故に名假體實の權説にして名體俱實教證一如の直體無しと嫌ふ事なり。次に自體を出さば十界久遠の本法上行傳付の要藏是れなり。所以に本因久遠の顯本淵ち融て生界の諸法實相なり、本果常住の妙智の海澄んで佛界の諸法眞實なり。故に如來一切甚深之事と説き、（玄一）實相名甚深と釋す。又因果國一妙にして依正三千是れ納らざる無きが故に如來一切秘要之藏と宣べ、（玄一）正體を要と爲す多く含容する所なりと判ず。又内證と外教と自在平等なり、故に自在神力と云ふ、（玄一）内用を自在と名け外用を神力と名くと釋す。三軌を一念に總べ萬法を一如に歸するが故に如來一切所有之法と説く、（玄一）一切の法を皆な攝

するなり釋す。極佛所覺の本法なり。故に如來一切と云ひ。(秀句)無間自說果分勝と釋す。又(玄一)三世如來之所證得と釋し、又釋して此の妙法蓮華經は本地甚深の奧藏なりと云ふ。三世如來の所證得とは既に聲色の妙名を指して所證得と云ふ。豈に教證未分の妙玄に非らずや。又妙とは妙名不可思議なりと釋す文。思とは内心なり議とは言教なり。佛果已滿の言心なり。故に輒く之を思議すべからざるなり。又妙とは言語同斷心行所滅と云ふ文。噫恭ない哉、言語同斷にして而も口密に唱ふ所、心行所滅にして而も意密に信ぜらる。蓋し是れ果中の妙術なる故なり。三密自在なるが故に三密本法。

仰で惟れば聖主世尊極佛最上の所證を以て薄地低下の劣機を攝せんが爲に、譬を良藥に假り例を痛子に寄せ給ふ。經に云く求好藥草色香味皆悉具足擣筴和合與子令服文。色とは戒法なり。香とは禪定なり。美味とは智慧なり。亦是は法身般若解脫なり。正覺所證の三德、半滿所説の三學之に収む。何れの教證か攝せざらん。又擣とは空觀なり、筴とは假觀なり、和合とは中觀なり。亦た是は空理無相無作なり。賢聖所修の三觀、偏圓所談の三昧之を攝す。何れの觀行か納らざらん。故に皆悉具足と説く。巧術なる哉、一粒の妙藥、色香味擣筴和合の功を備ふ。高妙なる哉、一首の妙名、戒定惠解空假中道の德を具す。三學を口に唱へ、三觀を舌に轉ず。故に三學口傳を名けて妙法と曰ふと釋し、一心三觀を一言に傳ふと判ず。大悲の窮源なり、易行の終極なり。故に與子令服毒病皆愈と説く。以て之を唱ふるに癡惑悉く除くるに比ぶ。本心と病心と全く二無し、而して生佛迷悟相即の心法に類す。身の病除くるをば擣げて生死の報色、即ち遮那の眞體と轉ずるに譬ふ。心の病み愈ゆるを説いて煩惱の子縛、忽ちに究竟の妙智と開くるに喩ふ。色心快樂なり。故に無始の色心妙境妙智と釋して内心の清涼と成るは自證の發明なり、外用強力と作るは垂應遍滿にして自他自在なり。故に自他俱安同歸常寂と定む。只だ是れ一粒の藥用なり。以て一種の妙能に譬ふ修すべし信ずべし。故に汝可取服勿憂不差と示す。喜しき哉。信心の道俗、報を惡世に感ずと雖も、種

智の紅藥を嘗めて不滅の遠壽を得。當體の青蓮に坐して無作の覺位に昇る。悲しい哉。諸宗の迷者は心を三毒に起し乍ら本佛に背き、禪徒は良藥醫を打つ病人の如し。本法を捨つる教徒は妙藥を嫌ふ人に似たり。哀むべし、救ふべし。經に云く此子可愍爲毒所中心皆顛倒と文。爰に吾が師蓮公薩垂忝くも塔中大牟尼の屬累を稟けて暫く（日本の國土に）誕生を示し、内に聰惠明達の醫解を朗にし、外に遣使還告の佛（誠）を重んじ、手に要法好藥の芳囊を提げて以て逆謗愚昧の狂子に授け給ふ。而るに忠言耳に逆ふが故に彌々逆佛の羅を増し、良藥口に苦きが故に益々謗法の非を長ず。爾るに大悲息むこと無く巧智乾かざれば、頻りに藥鼓を震つて之を救療し、強いて甘露を灑いで之を治濟し給ふ。是れ豈に入重玄門の大士、本化醫王の大悲にましまさざらんや。故に釋（止八）に云く大醫王は能く病人の毀辱を忍んで彌々救助の妙藥を授く、鬼魔の病人は醫を打罵せんことを知るを以ての故に、菩薩も亦た爾なり（取意）。然るに大祖は域時は御身を伊豆佐渡の波濤に碎いて以て身輕法重の金言を崇め、或ときは御命を東條龍口の土壤に捨て以て死身弘法の玉詞を尊び給ふ。情ら彼の捨身捨命の苦行を惟付し上るに、且は一切衆生の當來の苦に代らんが爲め、且は一門遺弟の無行の功有らしめんが爲なり。今吾等、設ひ身を雪嶺の石窟に投ぐと雖も争か遠流陸沈の厚恩を報じ上らん。亦た骨を香（蕃）城の鐵壁に碎くと雖も那ぞ無犯死罪の深徳を謝し上らん。徒に臥し徒に起きんは眞見怖るべし。空く明し空く暮さんは照覽恥づべし。冀くば信心の緇素、渴仰骨髓に徹し、信心の身毛堅つて上は極果の命根を續け給ふ。善は即ち上求に非らずや。下は阿鼻の重苦を救ひ給ふ、薩は即ち下化に非らずや。故に日蓮大菩薩と稱し上るなり。經に云く當知此人是大菩薩成就阿耨多羅三藐三菩提哀愍衆生此人間廣演分別妙法華經文。已上

南無妙法蓮華經 南無日蓮大菩薩

師の仰に云く、教行證を以て六卽に配せば、教は名字、行は觀行相似、證は分身究竟なり。本門の心は名字本覺

なる故に教と名とを本と爲す。教は下種の位なる故に根本なり。之を知らざる諸宗は教の外の證を尚ぶ、豈に種を捨てて菓を取らんや。當家の教證不二は發心（名字）畢竟（妙覺）二にして別ならざる意なり。又五章を以て三益に習ふ、本迹の不同口傳之れ在り、若人不信。釋に云く謗法の罪苦長劫に流ると。私に云く他宗の謬を知つて世間の佛種を解くと。

若善比丘。釋に云く佛法の中の怨俱に地獄に墮つと。私に云く自宗の用心を明すなり。

示して云く今述る所は一念信解の上の教行證の三重を以て豎の經と爲し、一化所説の上の權迹本の三重を以て横の緯と爲して織り顯す處の苦衣なり。綴の袖を以て紅葉に更へる様有り。故に聊か卑醜を覆して忘想纏縛の蚊虻を防ぎ陋質を隠して迷倒結葉の風霜を凌んと欲す。夫れ權實本を擧ぐと雖も、曾て常途の配立に非らず。同く台家の心は五重興廢を立てて而も多途を攝す。今述る所の旨は彼の五重を以て此の二重に攝す。所以に彼の第三の本の大教は迹中之本の本なるが故に此の第二重の攝する所と爲す。教の下見るべし。又第四の觀の大教を以て今の第二重に攝す、迹門流通の理觀なるが故なり。觀の下見るべし。亦た第五元意の大教を以て此の第二重に攝す、迹の元意にして本門本因元旨非ざるが故なり。證の下察すべし。故に今此の第三重の本は正像未顯の本中之本の本門なり。

教行證も亦た然なり。台家所談の三重は迹門の五章なり。所以に教は用と教なり、行は宗なり、證は體なり。迹門は名假體實なる故に名の章を教に攝す。故に教行證は五重玄なり。迹中三一の巧高一期なれば諸味諸宗に超過するなり。今此の三重は本の五重玄なり。故に教の源に要玄を置く。妙名所具の三章を以て三重に判ずる故に證の終り亦た要玄に歸るなり。一卷の始終心水を澄して見るべし。是れ則ち本覺妙名所顯の三重なり。名と云ふも假名に非らず體なり所詮なり。故に本地の奧藏と釋す。又教に非らず、故に爲教主主、或は若論教旨と判ず。爾れば本門總名名が家本覺の教行證なれば前代未聞なり。本地の總別諸説に超過すと釋し、一には即ち前十四品に超へ、二には

即ち一代教門に超ゆと定むる總別の教行證、豈に諸宗台家に超へざらんや。斯の旨を明さざる諸門徒は台家所傳の證の重を以て宗極と執る。哀むべし。是れ則ち兩宗の宗教宗旨を習はざる故なり。吾等宿習喜ぶべし。全く自讚毀他に非らず。只だ蓮隆の恩山至高なるを示すのみ。例せば天竺の大論尚ほ其の類に非らず、震旦の人師何ぞ勞して語ふに及ばん。此れ誇耀に非らず法相の然るのみと云ふが如し。生智は自ら智り、賢人は聞いて信ずべし。罪根深重の徒は人を輕んじて信する能はず。不信は逆縁なるべし。若し自行化他の志無くして之を見れば蓮隆の冥罰を蒙るべきのみ。受教蒙訓の人の爲の所記なる故に憚を殘さず之を誡む。病中の所述、哀むべし。題の回向を恃むのみ。

時に應仁元曆

太才  
丁亥

四月九日、圓像坊法師日顯、一寺の使者と爲つて、伊州下向の時、強に之を競望す。嘿止し

難し。故に若樹若石の誠を畏れて、思ひを馬蹄に任せ、若田若里の諫を重んじて志を菟毫に託す。猶ほ憾くは詞海水淺くして、曾て法性の淵底を顯さず。文峰道狹くして、都べて玄宗の極地に臻らず。剩へ病風騒で惠燈幽かに癖雨亂れて萱草深し。故に卒示の所述、尚ほ未だ愚慮を盡さず。安ぞ聖意に徹することを得ん。然りと雖も、唯々蓮隆明眼の月を擧げて、曲會私情の雲を加へず。敢て輕賤すること無し。文の脱落の緝。後賢の許覽を嘘つ焉

愚歌

釋日與

季へヌル病ノユカノ調ニモマコト御天ノ月ソノコレル  
テラセ月ツレテヲユカシ若ノ下草ノ陰野ノ露ノ底マテ

詠三詩和歌

十三字表縁日

テラ主日蓮種暖育是藥乃理化利

「行體」教旨

「證得

教行證詠一首

詠教詩

枝末八教、圓珠華、  
根本一乘如金蓮、

詠行詩

但中迹理如星月、  
本門要觀是日輪、

詠證詩

四佛近成皆無常、  
三身遠壽悉不滅、

還歸久遠妙因果、  
誰執權迹斷佛種、

焉得解冰澄心水、  
故到開或顯智源、

是故知莫不死方、  
明在本法玄妙藥、

(以上)

# 「教觀樹扇錄」の刊行について

桃井觀城

皇威八紘に燦然と輝く皇紀二千六百年を迎へ奉り、天平の昔、萬葉歌人が、天壤無窮、國運彌榮にして聖恩の廣大無邊に感泣した感激にも優る感激を覚え、今更乍ら建國三千年！我が日本が歩んで來た歴史の偉大さに、驚かされるのであります。然し今や聖戰第四年！我々は徒らに過去を讚美し、回想の夢を追ふべきではありません。我々は今胸中に脈搏つ聖紀の感激を以て祖先の遺風を顯彰し、これを基準として將來に進展、飛躍させるところに興亞躍進の前途がひらけるのであります。

時恰も陽春五月、我が大本山本能寺に於ては、皇紀二千六百年記念國禱大法要が虔修され、殊に本能寺第四世中興日與上人の四百五十遠忌を併修して、崇祖報恩の誠を竭されますことは實に意義深きことであります。

この時にあたり、不肖はからずも、皇紀二千六百年法要事務局の囑託をうけ日與上人の御著、教觀樹扇錄（草本か）を刊行し、その遺徳を鑽仰し奉り、以て御報恩謝徳に擬し奉らんとするは感激の至りであります。願くば諸師、この意を諒せられ、興學布教御研鑽の御参考にならば、幸甚とする所であります。

(一) 原本は敦賀市本隆寺所藏で、紙數廿五張袋綴のものを、昭和十年十月十日前管長赤澤日雄大僧正、御開山御降誕五百五十年記念に、これを改装、各紙（豎六寸六分横四寸、四十九丁は豎六寸六分横二寸四分を現存す）を修理、各丁毎に臺紙を貼付して保存に萬全を施されてあります。各紙の行數は七行、字詰は十六字乃至廿二字、但し第四十八丁、第四十九丁は詩歌。

(二)本書の著述年代は、奥書にある如く應仁元年四月九日でありまして、日與上人御年四十二歳、尼ヶ崎本興寺第五祖御繼承後第三年目、圓像坊日顯法師の競望により、御病中にも不拘「蓮隆明眼の月を擧げて、曲會私情之雲を加へず」と仰せられた名著でありまして、内容は讃語、教道指南録、觀門樞機録、要藏開示録に亘つて、教行證の三重を直截簡明に説かれたものであります。

(三)本書の研究書については、明治四十一年十一月十六日、赤澤上人の「樹扇錄講引」(四百字詰原稿百六十枚)がある。樹扇錄の文々句々について、その蘊蓄を傾けられた講本であります。篤學の士は往見されたい。

(四)本書は最初活字本のみにて刊行する豫定であつたのを、活字本では免れ得ない、誤字脱字が先師の遺徳を冒瀆する事を慮り、大阪單式印刷の東幾太郎君に依頼して、古本を複製し、先哲の墨跟に親しく接し、遺徳顯彰の實に資することとしたのであります。

(五)「教觀樹扇錄譯讀」は讀者の便に供する目的を以て、成るべく原本に忠實に書き下し文としたものであるが、時代的變遷のある假名遣ひ等多少原文と相違する點並に法要諸準備多忙の時の譯讀なれば誤讀校正の脱漏等は諒承されたい。尚ほ御氣付の點は御教示を乞ふ。原本引用經釋の一々につき原典との校合を完ふすることの出來なかつたのは遺憾であります。

(六)複製本表紙の題字は大本山本能寺第六十六世日宰上人の謹書であります。原本には表紙を缺く。

(七)本書出版に對して大阪本經寺住職赤澤正淳師が恩師日雄上人第三回忌報恩の爲め多大の御支援を下さつたこと、その他直接間接に御援助を賜つた諸師に深く感謝するところであります。

(八)尚ほ日與上人の御著迹は本書の外に碧蘿草、華菓實錄、四經抄、法花和語記、觀心本尊抄見聞、名目見聞(名目私案立)本門妙經、妙經大意、略經抄、類雜、論義集、和歌要文、菟玖波集、等を傳ふ。

# 得入無上道

本能寺 日與上人詠歌

は累々夜農ほしと月とのひかりをも

おさめ亭たか幾日のみかけ閑那

# 金剛院日與上人御事蹟略年譜

應永卅三 (二〇八六)

日與上人攝州矢部郡尻池村ニ御生誕アリ。

寶徳 二 (二一一〇)

御年廿五歳、時宗兵庫眞光寺ヨリ日隆上人ノ門ニ歸

伏セラル。

寛正 元 (二一二〇)

御年卅五歳、一條兼良公ノ御召ニヨリ參殿、法華要

品ヲ講説セラレ同公上人ヲ嘉賞ス。

同 六 (二一二五)

御年四十年、本興寺第五祖ニ迎ヘラレ、隆尊ノ第一

周忌報恩法要ヲ營ム。

文正 元 (二一二六)

御年四十一歳、十月十五日一條太閤ト共ニ、本能寺

ニ於テ大連歌會ヲ催ス。隆尊ノ第三回忌ヲ營ム。

應仁 元 (二一二七)

御年四十二歳。本妙寺本隆寺法度ヲ定ム。四月九日

教觀樹扇録ヲ著ス。

應仁 二 (二一二八)

御年四十三歳、三月廿九日權少僧都ニ任ゼラル。

文明 二 (二一三〇)

御年四十五歳、隆尊ノ第七回忌ヲ能興兩山ニ於テ營

ム。

同 三 (二一三一)

御年四十六歳、十一月一日本妙、本隆兩本寺法燈並

ニ門徒盡未來際法度ヲ定メ給フ。

文明 五 (二一三三)

御年四十八歳、二月碧蘿草ヲ著シ八月ヨリ名目私案

八帖ヲ述作ス。

同 七(二一三五)

御年五十歳、本能寺ヲ兼帯シ、本能寺ノ堂塔次第第二完備ス卯月大本尊ヲ淨順ニ授與アリ。

九月廿四日正永へ各本尊ヲ授與シ、同年法善坊日榮二坊日號ヲ補任ス。

同 二(二一五〇)

同 八(二一三六)

御年五十一歳、隆尊ノ十三回忌法要ヲ兩寺ニ營ム。

御年六十五歳、卯月本尊ヲ隆祐ニ授與。法華話語記ヲ著ス。

同 三(二一五一)

文明 十二(二一四〇)

御年五十五歳、隆尊ノ第十七回忌ヲ兩寺ニ於テ營ム。

御年六十六歳、二月九日本尊ヲ日雅ニ授與。四月十三日本興寺ヲ日盛上人ニ譲リ、六月九日本能寺ニ於テ御遷化。

同 十三(二一四一)

御年五十六歳。宗祖二百遠忌ヲ兩寺ニ虔修。二月本尊ヲ道善ニ、八月本尊ヲ四郎次郎ニ授與ス。

同 十八(二一四六)

御年六十一歳、五月十三日十四人連歌會ヲ本能寺ニテ催ス。八月十七日本能寺地域問題解決ス。

長享 元(二一四八)

御年六十三歳、隆尊ノ第廿五回忌法要ヲ兩山ニ嚴修。

延徳 元(二一四九)

御年六十四歳、二月廿三日隆賢へ六月九日秀隆へ、